

被害者保護 増進補助金

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金
自動車運送事業の安全総合対策事業

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

申請の手引き



令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局

※令和7年(2025年)5月7日策定

申請者の方は以下の順序に沿って、ご参照ください

P.2

概要

本補助金における概要や各支援策の説明

対象事業者

本補助金における対象事業者の説明

P.3

申請受付期間

本補助金における受付期間の説明

補助金受領の流れ

本補助金における申請準備～受領までの流れを説明

P.4～5

必要書類・申請方法 支援策詳細

申請における参照書類・作成書類・取得書類の説明

P.6～7

必要取得書類一覧 必要取得書類詳細

本補助金における支援策ごとの要件や必要書類の詳細を説明

P.8

注意事項

本補助金における財産処分の制限期間や対象外の注意点を説明

P.9

お問い合わせ先

本補助金における連絡先の紹介

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金について

本補助金は自動車運送事業の安全総合対策事業の実施に要する経費の一部を民間団体等（以下「対象事業者」という。）が補助する事業を行い、当該補助事業に要する経費を国土交通省が補助することにより、自動車運送事業の安全性の向上を図り、もって自動車事故を防止し、安全な自動車交通の実現を図ることを目的としています。

「令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金」は、国土交通省より採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。

事業者が車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）を導入する事業
先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援



※本資料は本事業の理解促進のためのものです
事業実施においては必ず指定の参照書類を確認の上、実施ください

対象事業者



- 1- 自動車運送事業者※1（中小企業者※2）
- 2- リース事業者（上記自動車運送事業者へ事業用自動車を貸し渡す者）

※1 申請時点において、補助対象装置を導入された車両の所属する営業所の届出（認可）車両数が5両以上である者
※2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、中小企業者以外も対象です

補助対象



車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る）

国土交通省が認定している機器が対象で後付けのものに限ります。



自動車運送事業の安全総合対策事業

令和7年

5月8日(木) 10:00~

令和8年

1月30日(金) 17:00



先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

※先着順
※予算がなくなり次第終了

補助金受領の流れ

補助金受領までのフローは以下の通りです

● 事務局の動き

交付決定兼額確定

交付



STEP 01

はじめに

書類を確認する

申請条件・添付書類を
確認してください



STEP 02

事業実施

書類を確認する

補助対象機器を、購入・
支払い完了し、車両に設置



STEP 03

交付申請兼
実績報告

書類を確認する



STEP 04

請求書の提出

書類を確認する



STEP 05

補助金受領

書類を確認する



参照書類

・交付規程

本補助金の交付における条文や様式、別表などが記載されていますので、ご参照ください

・公募要領

本補助金の交付における対象となる対象事業者の要件や事業実施（機器の導入）の要件などの詳細が記載されていますので、ご参照ください

・システム利用手順書

本補助金の申請システム内での進め方が記載されていますので、ご参照ください

・補助対象機器一覧

本補助金事業の対象として国土交通省から認定されている機器の一覧が記載されていますので、ご参照ください

※補助対象機器一覧に掲載のない機器は補助対象外ですので、ご注意ください

・よくある不備とポイントの解説

本補助金の申請に際して、よくある不備と解消に向けた注意点が記載されていますので、ご参照ください



作成書類

・経費使用明細書（車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る））

機器における補助金交付申請額が要件の上限額に収まるように作成いただく書類（Excel）です

・優先採択に必要な書類（補助金優先採択を希望する場合）

申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に優先的な採択を希望する方が作成頂く書類です。

本事業にて必要となる書類は、従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、または賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」です



申請方法

PCで申請システムにて、利用者登録を行い、申請してください
アンケートの実施も合わせてご対応ください

※紙媒体での郵送は受け付けておりませんので、ご注意ください

※詳細な手順につきましては、システム利用手順書をご確認ください

支援策詳細



- 1- 自動車運送事業者（中小企業）
補助率1/2
1車両当たりの上限については5万円
- 2- 自動車運送事業者（中小企業者以外）
補助率1/3
1車両当たりの上限については3万3千円

※交付申請額の算出においては経費使用明細書をご利用ください

必要取得書類一覧

先進安全自動車の導入に対する支援（車輪脱落予兆検知装置（後付けのものに限る））

No	必要取得書類	対象者	提出時
①	経費使用明細書	全事業者	交付申請兼実績報告時
②	直近事業年度の事業報告書の写し （事業概況報告書、損益計算書、貸借対照表 が含まれるもの）	全事業者	交付申請兼実績報告時
③	領収書の写し	全事業者	交付申請兼実績報告時
④	納品書の写し	全事業者	交付申請兼実績報告時
⑤	設置状態がわかるカラー写真等※1	全事業者	交付申請兼実績報告時
⑥	自動車検査証 （自動車検査証記録事項を含む）の写し	全事業者	交付申請兼実績報告時
⑦	賃貸契約書の写し・貸与料金算定根拠 明細書	リース事業者のみ	交付申請兼実績報告時
⑧	現在事項全部証明書の写し （発行後3か月以内のもの）	リース事業者のみ	交付申請兼実績報告時
⑨	対象機器を貸し渡すことを証する書類※2	リース事業者のみ	交付申請兼実績報告時
⑩	優先採択に必要な書類※3	優先採択を希望する 場合のみ	交付申請兼実績報告時
⑪	振込先の必要事項（口座名義人、金融機関名、支店名、預 金種目、口座番号）がわかる書類※4	全事業者	請求申請時

※1 「車輪脱落予兆検知装置を車輪に取り付けた状態がわかる写真」、「表示装置を運転席に取り付けた状態がわかる写真」、「対象車両の前後の外観写真」「当該車両のナンバープレートの写真」（対象車両の前後の外観写真で判読可能であれば省略可）が必要

※2 （申請者がリース会社の場合で当初のリース契約期間が財産処分制限期間を満たしていない場合）取得から財産処分制限期間を満たすまでの間、自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことを証する書類（トラック5年、バス5年）

※3 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙様式2）、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」、及び賃上げを表明した暦年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

※4 法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録可能

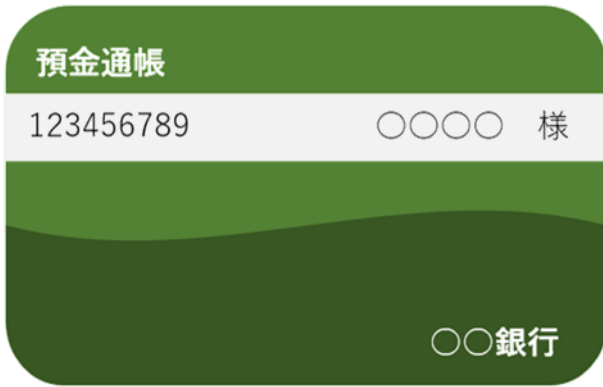


振込先の必要事項がわかる書類（請求書の申請時）

振込先の口座名義人(か)、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号がわかる書類
※法人は自社名義の法人口座、個人事業主は個人事業主本人名義の口座のみ登録できます

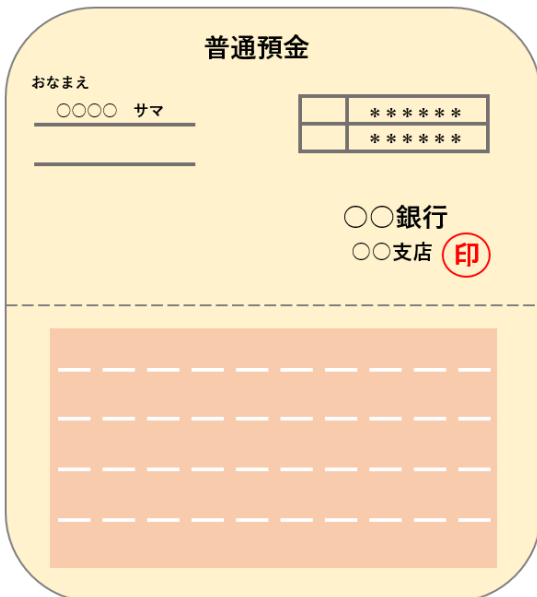
「預金通帳を添付の場合」

通帳のオモテ面



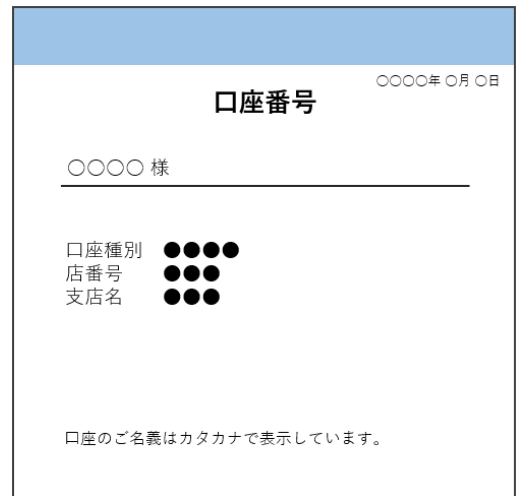
+

通帳を開いた1、2ページ目



「電子通帳を添付の場合」

電子通帳画面コピー





財産処分の制限期間

本補助金の交付を受けた者は取得財産等について、以下に示す期間の間は、承認を受けずに、本補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売払、貸付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはなりません。

制限期間：5年

制限期間内において、取得財産等の処分を希望される場合は、事務局までお問い合わせください



対象外

申請日から過去3年において、行政処分を受けている事業者



重複申請

本補助事業と補助対象が重複する国の他の補助金（令和6年度被害者保護増進等事業費補助金を含む）にて機器の補助金交付を受けた場合、同一の機器を本補助事業で重複して補助金を申請することはできません



申請システム

パスワードの設定メールが届かない場合は迷惑メールにあるか、受信拒否となっていないかご確認ください

添付ファイルの容量は1ファイルあたり10MB

ファイル形式は、以下のとおりです

PDFファイル：.pdf

Excelファイル：.xls .xlsx

画像ファイル：.jpg .jpeg .png

※zipファイルは不可

お問い合わせ先

令和6年度補正予算被害者保護増進等事業費補助金事務局



03-4446-4346

受付時間 9:00~18:00

※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようお願いいたします。（通話料がかかります）

※恐れ入りますが、つながらない場合は、しばらく経ってからおかけ直してください。

ホームページによくある質問をご用意しておりますので、
事前にご確認いただきますようお願いいたします

2025年5月7日 -

新規作成